

新事業創出モデル伴走支援業務 提案競技 仕様書

1. 業務名 新事業創出モデル伴走支援業務

2. 事業目的

- 県内IT企業が非IT企業の新規事業創出のパートナーとなる成長モデルを構築すること -
島根県内IT企業がDXパートナーとして県内非IT企業と連携し、デジタル技術の利活用により、新規事業創出・ビジネスモデル変革等、それぞれが収益性の高い産業構造への転換を図るため、新規事業創出・ビジネスモデル変革等に向けたプロジェクトを伴走する専門家を配置し、特に企業変革を志向する非IT企業に対して、DXパートナーを志向する県内IT企業とともに現状認識、あるべき姿の設計、課題解決を行うためのビジネスアイデアのブラッシュアップ、事業計画の策定、新サービス開発・ビジネスモデル変革への伴走支援（以下、「伴走支援プログラム」という。）を行うことで、他の県内企業のモデルとなる成功事例の創出を図る。

3. 委託期間 契約締結日～令和7年3月31日

4. 委託事業内容

(1) 支援期間

- ・支援期間は、支援着手から令和7年3月31日までとする。
- ・なお、支援期間については、県の予算措置状況及び初年度の結果等を確認の上、翌年度の伴走支援も可能とする。その場合、本提案競技により決定した委託候補者と翌年度も随意契約を行う方針としているが、県の予算措置状況及び委託業務に係る評価結果等により、随意契約を行わない場合がある。

(2) 伴走支援プログラムの実施

公募・審査を経て選定した新規事業創出・ビジネスモデル変革を志向する非IT企業とDXパートナーを志向するIT企業でプロジェクトを立ち上げ、伴走支援を実施する。

① 支援対象プロジェクトの募集・選定

- ・支援対象プロジェクトの募集に当たっては、しまね産業振興財団（以下、財団）と相談の上、審査方針を検討し募集要項を作成する。
- ・支援プロジェクト数は2プロジェクト以上とする。
- ・支援対象プロジェクトの選定は、事業者のマインド、現状の自社分析状況、プロジェクトへの経営者の関わり、プロジェクトの社内体制等から総合的に判断するものとし、効果的な募集方法及び審査方法を策定し、財団に協議の上、実施すること。

② リーダー専門家の配置

- ・支援プロジェクトの専属メンターとなるリーダー専門家を配置すること。

③ 各プロジェクト毎の伴走支援について

- ・各支援プロジェクトにおいて、現状分析、あるべき姿の設計、課題解決を行うためのビジネスアイデアのブラッシュアップ、事業計画の策定、県内IT企業をDXパートナーとす

る新サービス開発・ビジネスモデル変革の伴走支援を行う。新規事業創出・ビジネスモデル変革等の達成に必要な支援として、各支援プロジェクトにつき非IT企業とIT企業に毎月4回以上の面接（うち1回以上の直接面談）を通じて、上記内容を提供する。

④ しまねソフト研究開発センター専門研究員との連携

- ・各支援プロジェクトの支援ニーズに応えるため、特にデータ活用の視点で必要に応じて、しまねソフト研究開発センター専門研究員を適宜アサインし、助言やその他の必要な支援を行う。

(3) 支援記録及び報告書の作成

- ・支援終了後、支援計画、取組経緯、成果、今後の課題、支援者の所見等を取りまとめた実施報告書を作成すること。
- ・また、支援の経緯が分かるように、支援対象者と受託者との接触（対面、オンライン電話、メール等）を行った際には、その都度内容について記録（任意様式）を作成・保管し、報告の指示があった場合は財団へ報告すること。

(4) 独自企画提案

その他、円滑な伴走支援プログラムの実施や支援対象者の成長促進のために有効な取組として提案競技で提案し、財団と調整を図った業務。

(5) 成果物

令和7年3月31日までに、委託業務完了報告書を作成し、紙媒体、電子媒体で納品する。なお、報告書には以下を含むものとする。

- ・受託者が実施した活動内容の取りまとめ
- ・4(2)の「支援記録及び報告書」
- ・その他、本業務を通じて作成した成果物

5. その他

(1)本業務の実施に当たっては、下記の知識・力量を保持すること。

- ・非IT企業とIT企業が連携したデジタル技術を活用したビジネスモデル変革支援の実績※を多数有し、様々な業種・業態についてDX推進の方向性を示唆できる。
※実績は伴走支援に留まらず、サービスがローンチしているなどの成果が出ている必要がある
- ・直近の県内IT産業の現状を熟知しており、トレンドを踏まえた今後の成長への方向性を示唆できる。

(2)本業務を円滑・適正に運営するため、責任者及び各担当者等のバックアップ体制を構

築すること。

- (3)本委託業務の実施にあたっては、本仕様書及び「提案競技実施要領」に基づいて提出した提案書の内容を遵守することとし、財団と十分協議すること。
- (4)本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5)成果物の著作権は財団に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6)本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (7)本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、財団に遅滞なく報告し協議のうえ対応を行うこと。
- (8)感染症の影響、災害その他不可抗力等、財団及び受託者の責によらない事由により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、財団と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (9)その他、仕様書に定めのない事項は財団と受託者の協議により定めるものとする。